八幡桜まつり 4月1日(金)～10日(日)

観光協会の主催で「八幡桜まつり」を、淀川河川公園背割堤地区で開催します。

ソメイヨシノ約250本でつくられた桜のトンネルは圧巻。全国でも人気のお花見スポットで、春を満喫しませんか。

会場では、ジャグリング日本チャンピオンのリスボン上田さんによるジャグリングショー、桜のお話ツアー、Eボート運航(天候により、運航中止の場合あり)を予定。飲食店やお土産店も出ます。詳しくは、観光協会のホームページをご覧ください。

※ごみは必ず、お持ち帰りください。ご来場は公共交通機関をご利用ください。

【公園内の駐車場を閉鎖】

まつり期間中は交通混雑が予想されるため、同公園内の駐車場を閉鎖します。

臨時駐車場(かわきた自然運動公園内・協力金1000円必要)をご利用ください。

※桜の開花情報は観光協会のホームページに掲載します。

◆問い合わせ　観光協会(☎981－1141)

桜を空から眺めてみよう

来春オープンに先駆けて、三川合流拠点施設(仮称)開設1年前イベントを開催します。

背割堤の桜を陸と空から楽しむチャンスです。ご家族そろってお越しください。

4月1日(金)～3日(日)
午前9時～午後5時　※雨天中止

●場所　淀川河川公園背割堤地区先端部広場
●内容　熱気球搭乗体験(当日受付、有料、強風時等は中止)、野点、地元スイーツ・農産物販売等
※詳細は、淀川河川公園ホームページ(http//www2.kasen.or.jp)で。
◆問い合わせ　淀川河川公園事務所(☎06－6994－0006)

◀秋の満喫プランでの熱気球搭乗体験の様子(平成27年11月、淀川河川公園背割堤地区)

公衆無線LANサービス「YAWATA Free Wi-Fi」を開始しました

市役所等の3カ所で、公衆無線LANを使ったインターネット接続サービス「YAWATA Free Wi-Fi」を開始しました。

お手持ちのWi-Fi対応情報機器(スマートフォン、タブレット等)から、どなたでも無料で無線インターネットをご利用いただけます。観光・防災などの情報閲覧にお役立てください。

シンボルマークステッカーが目印です。

【設置場所】
市役所1階ロビー・南側広場、文化センター1階ロビー
【利用時間】
午前7時30分～午後9時
※利用方法等の詳細は、市ホームページ、市役所1階に配置したチラシをご覧ください。1回の接続で30分ご利用可能で、1日に何回でも接続できます。
◆問い合わせ　IT推進課

ご存じですか?ヘルプマーク ～援助が必要な人のためのマークです～

外見からは分からなくても、援助が必要な人がいます。

周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、4月からヘルプマークの配布を始めます。

▽対象　義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人

▽配布　対象者からの申し出により、次の場所でヘルプマークを配布します。

市役所(障がい福祉課、福祉総務課、高齢介護課、健康推進課、管理・交通課)、山城北保健所福祉室

ヘルプマークを身につけている人を見かけたら…

・電車・バスの中で席を譲りましょう(外見では健康に見えても、疲れやすかったり、同じ姿勢を保つことが困難な人がいます)。
・駅や商業施設で、声をかけるなどの配慮をお願いします(突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人がいます)。

◆問い合わせ　ヘルプマークの配布については、障がい福祉課または山城北保健所福祉室(☎0774-21-2193)、ヘルプマーク事業全般に関することは、京都府障害者支援課(☎414－4598)

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)のお知らせ

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

給付金を受給するには申請が必要です。

申請・受給に向け準備中

現在、支給対象となる可能性のある人に申請書を送付する準備を進めています。

▽支給対象　次の①②の要件をどちらも満たす人

①平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者(平成27年1月1日に、八幡市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の住民税(均等割)が課税されていない人)
※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族となっている人や生活保護を受給している人は対象外。
②平成28年度中に、65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

▽支給額　支給対象者1人につき3万円

※申請期間等については、市ホームページと広報やわた5月号でお知らせします。

◆問い合わせ　福祉総務課

▼給付金制度に関するお問い合わせ
・厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)☎0570・037・192(土・日・祝日を除く午前9時～午後6時)
▼厚生労働省特設ホームページ(http://www.2kyufu.jp/)

障害者差別解消法が4月1日から施行されます

障がいを理由とする差別の解消を推進することで、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が、4月1日から施行されます。

この法律では、不当な差別的取り扱いと合理的配慮をしないことの2種類の差別が禁止されます。

◆不当な差別的取り扱い

正当な理由もなく、障がいがあるということを理由に、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることです。

例えば、車いすを利用していることが理由で、飲食店に入ることを拒否したり、障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ることなどです。ただし、他に方法がない場合は除かれます。

◆合理的配慮をしないこと

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫や方法で対応することを合理的配慮といいます。

障がいのある人から、何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行わなければなりません。

例えば、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをしたり、障がい特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、文章の読み上げなど)で対応することなどです。こうした配慮をしないことも差別に当たります。

不当な差別的取り扱いは、行政機関だけでなく民間事業者も禁止されます。また、合理的配慮については、行政機関には法的な義務が生じ、民間事業者には努力義務が生じます。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人が障がいを理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

次回からコラム形式で「障がい」の種別ごとにサポートするときのポイントを紹介します。

◆問い合わせ　障がい福祉課

防災ラジオの放送再開のお知らせ

受信環境を改善するために実施していた防災ラジオ用発信局の改修が完了し、4月1日(金)より防災ラジオの放送を再開します。

また防災ラジオの受信状況を確認するため、以下のとおり試験放送を実施します。

▽実施日時　4月4日(月)～8日(金)、1日複数回、不定期に放送を実施
▽放送内容　「これは試験放送です。これは試験放送です。これで試験放送を終わります。」
◆問い合わせ　防災安全課